

2019年度
民事訴訟法講義

11

関西大学法学部教授
栗田 隆

1. 訴訟の3類型
2. 訴訟物

判決内容に認められる効力

- 既判力 後の訴訟の裁判所に対する拘束力。原則として、判決主文に示された判断に認められる（114条1項。例外は2項）。
- 執行力 判決により認められた給付内容を強制執行により実現することができる効力。民執法22条参照。
- 形成力 私人間の法律関係を変動させる効力。離婚判決など

訴訟類型

- 訴訟は、原告が求める判決内容にしたがって、3つの類型に分類される。
- この分類は、原告が求める判決の内容（効力）による分類であり、手続の方式に違いがあるわけではない。

訴訟の3類型

訴訟類型と訴えの名称	原告の求める判決類型	判決の内容的効力	
		認容判決	棄却判決
確認訴訟 確認の訴え	確認判決	既判力	既判力
給付訴訟 給付の訴え	給付判決	既判力 執行力	既判力
形成訴訟 形成の訴え	形成判決	既判力 形成力	既判力

判決主文の文言形式

- 納付判決は、「被告は、・・・せよ」という命令形で書かれるのが通常である。最判昭和32年2月28日は、「被告は原告に金・・円を支払わなければならない」という形式をとっている。
- 確認判決は、「・・・であることを確認する」という形式で書かれる。
- 形成判決の代表例である離婚判決では、「原告と被告とを離婚する」という形式で書かれる。

訴訟物

- もともとの語義は、「訴訟の対象」であり、そこから「訴訟における審理・裁判の対象」を意味することになる。
- 「訴訟物」の意味を定めるに当たって、
 1. 「審理・裁判の対象は何か」を出発点にする立場と、
 2. それを出発点にすることなく、「請求の内容たる権利関係」が訴訟物であると定義する立場がある。

訴訟物概念の多義性

- **要求説** 判決は、最終的には、判決要求に対する応答としてなされるのであるから、広義の請求が訴訟物である。
- **権利主張説** 判決要求の当否を判断するために、原告の権利主張の当否を判断するから、狭義の請求が訴訟物である。
- **権利説** 原告の権利主張の当否を判断するためには、主張された権利関係の存否を判断することになるから、主張された権利関係（請求の内容）又は権利関係の存否が訴訟物である。

多義的だから混乱しないようにしよう

- 定義の問題だから、どれが正しいということはない。どの意味で使われているかを判別することが重要だ。
- 日本では、権利主張あるいは主張された権利の意味で使われることが多い。
- この講義では、権利主張説をとる。
- ただし、「訴訟物たる権利関係」という表現もよく用いる（権利主張説では、「訴訟物である権利主張の内容たる権利関係」の省略表現とえることになる）。

例1

- ある不動産を巡ってXとYとが互いに所有権を主張し、互いに自己の所有権の確認を求める訴えを提起したとする。
- 権利主張説に従えば、訴訟物は、Xの所有権の主張とYの所有権の主張であり、別個である。
- 権利説に従っても、訴訟物は、Xの所有権とYの所有権であり、別個である。

Xの所有権？



Yの所有権？

例2

- 債権の確認請求とその債権に基づく給付請求
- 権利説にしたがっても、権利主張説にしたがつても、訴訟物は同一である。
- 判決要求説に従えば、一方では確認判決が他方では給付判決が求められているのであるから、訴訟物は異なる。

例3

- XがYに対して主張する α 債権について、Yが債務不存在確認の訴えを、Xが支払請求の訴えを提起したとする。
- 権利主張説に従えば、訴訟物は、一方は「 α 債権の不存在の主張」であり、他方は「 α 債権の存在の主張」を含む「 α 債権が履行されるべきことの主張」であり、異なる。
- 権利説に従えば、訴訟物は、同じ α 債権の存否の問題である。Yは「 α 債権」の不存在を主張し、Xは「 α 債権」の存在を主張している。

訴訟物が関係する問題

問題	キーワード
訴状の記載事項（133条2項2号）	請求
判決事項（ <u>246条</u> ）	事項
既判力の客観的範囲（ <u>114条</u> ）	主文に包含するもの
請求の併合（ <u>136条</u> ）	請求
重複起訴の禁止（ <u>142条</u> ）	事件
訴えの変更（ <u>143条</u> ）	請求
再訴の禁止（ <u>262条</u> 2項）	訴え
仮執行宣言付き判決の変更と原状回復（ <u>260条</u> 2項）	請求（ <u>259条</u> 1項）

訴訟物論争

- 訴訟対象である原告の請求をどの単位でまとめ、その単複異同を決定するかについての論争を、訴訟物論争という。
 1. 実体法説（旧訴訟物理論）
 2. 訴訟法説（新訴訟物理論）
 3. 新実体法説
 4. 事実関係説
- 判例は実体法説であり、これだけ説明する。

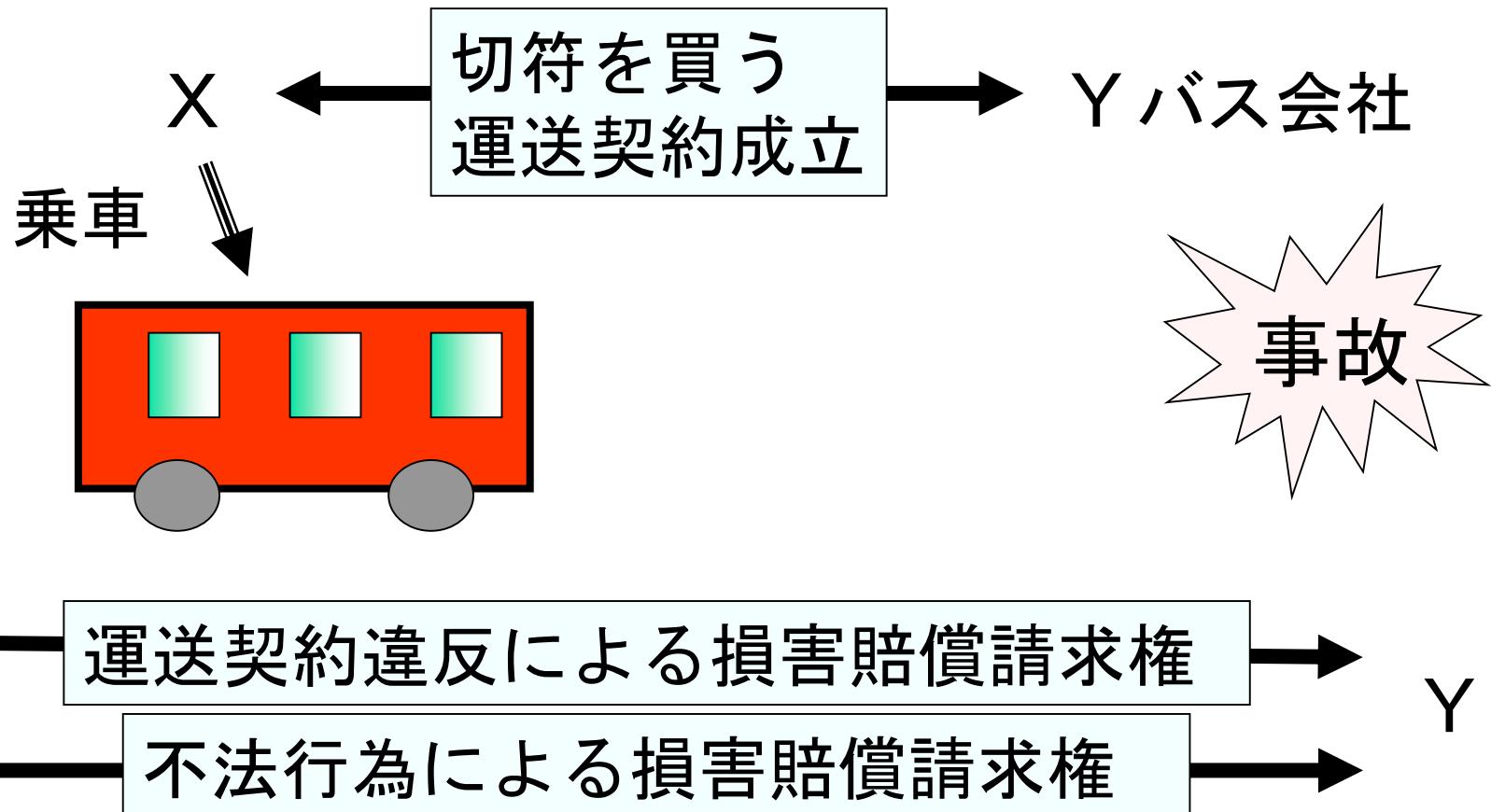
実体法説（旧訴訟物理論）

- 「実体法上の権利主張＝訴訟物」との命題を立て、
 - 「一つの実体法規範の要件の充足＝一つの実体権の発生」
- と考える立場。

判例は実体法説

- 例えば、次の2つは別個の訴訟物である。
 1. 金員の着服を原因とする不法行為に基づく損害賠償請求と
 2. その金員の不当利得返還請求
- 最判平成10.12.17は、前者についての訴えは後者の請求権について時効中断（完成猶予）事由としての裁判上の請求（147条1項1号）には当たらないことを前提にして、裁判上の催告の効力を有するとした。

請求権競合の例



請求権競合

- 同一の目的に向けて複数の請求権が存在し、一つの請求権が満足を受けて消滅すると、他の請求権も消滅する関係にあることを請求権競合と言う。
- 請求権競合の場合には、権利者は、1回の給付を受けることができるだけである。

請求権競合のその他の例

- 所有者が占有中の所有物を奪われた場合には、彼は所有権を主張してその返還を請求することができると共に、占有を侵奪されたことを理由に占有回収を請求できる（民200条）。後者の請求権は、所有権をすぐには証明できない場合に有効である。
- 金銭の貸付に当たって、債務者が債権者に約束手形を振り出すと、債権者は手形金債権とその原因債権である貸金債権の2つの請求権を有するが、一方で満足を得れば、他方の請求権も消滅する。

法条競合

- 一つの生活事実関係に複数の法規範の適用の余地があるが、法規範相互の関係によりその内の一つのみの適用が肯定される場合を法条競合という。
- 例えば、自動車損害賠償法3条と民法715条1項のいずれもが適用可能な場合には、前者が優先的に適用されると解されている（反対の見解もある）。

請求権競合の関係にある請求の選択的併合

- 原告は、各請求権を順次主張して別個に訴えを提起することもできるが、1回の訴訟で全部の請求権を主張する方が、紛争全体の迅速な解決となり好ましい。
- 競合する請求権を並列的に訴訟物とすると、原告勝訴の場合に、同一の給付を命ずる主文を複数掲げることになり、混乱を生じやすい。
- そこで、一つの請求が認容されれば他の請求については審判を求めないという解除条件を付す。これを選択的併合という。

不両立の関係にある請求の予備的併合

- 消費貸借契約に基づく貸金返還請求権と、消費貸借契約が無効と判断される場合に備えて主張する不当利得返還請求権とは、債権者が債務者に貸付けの意図をもって金銭を渡したという事実関係から生ずる請求権であるが、不両立の関係にあり、請求権競合の関係にはない。
- 不両立の関係にある請求について同時に訴えを提起する場合には、各請求間に順位を付す（予備的併合）。

判決事項と既判力の範囲

- 裁判所は、訴訟物となった実体法上の請求権についてのみ裁判できる（246条）。
- 納付請求が納付請求権の不存在を理由に棄却された場合には、当該納付請求権の不存在についてのみ既判力が生じ、原告は他の請求権を主張して再度訴えを提起することができる。

例えば、バスの転落事故の例で、

- 訴状において不法行為による1000万円の損害賠償請求権のみが主張されている場合に、裁判所が短期消滅時効の完成（民724条1号）を理由にこの請求権を否定して、請求棄却判決を下すと、この判決は不法行為による損害賠償請求権の不存在についてのみ既判力を有する。
- 原告が債務不履行を理由に再度訴えを提起すれば、認容される可能性がある（民166条1項1号参照）。

信義則　— 紛争の蒸返しの禁止の法理

- 実体法説に対しては、紛争の細切れ的解決を招くとの批判が加えられていた。
- しかし、最高裁は、訴訟物を異にする場合であっても、後訴が実質的には、敗訴に終わった前訴の請求及び主張の蒸返しに当たる場合には、後訴の提起は信義則に反して許されないとの法理を定立している。

確認訴訟の訴訟物

確認訴訟の訴訟物は、伝統的な意味での実体法上の具体的な権利の主張である。例：

1. 特定の物に対する特定の者の所有権の確認
2. 特定の者が特定の物についての特定の賃貸借契約に基づいて有する賃借権の確認

Q 借地権（借地借家法2条1号）の確認請求は許されるか。

給付訴訟の訴訟物の特定（1）

貸金債権

金銭給付請求権を金額とその発生原因事実によって特定する。例：

- a. 1998年5月5日に、原告は被告に金300万円を交付し、被告は1月後に返還することを約束した。
 - b. その履行期が到来しているので、その返還を求める。
- ✓ bは、請求を理由付けるために必要であるが、訴訟物の特定には必要ない。

給付訴訟の訴訟物の特定（2）

自動車損害賠償法3条本文

- 1998年2月8日午前10時頃、吹田市山手町3丁目3番35号の関西大学前の信号機のない交差点で横断歩道を横断中であった原告に被告運転の自家用自動車（大阪き3-**-**)が衝突し、原告は3メートルほどはね飛ばされた。
- 被告は、前記自動車を自己のために運行の用に供する者であった。
- 原告は、本件事故によって、30日間の入院および約2月間の通院（通院日数は20日）の治療を要する腰部および大腿部の骨折等の障害を負った。
- 最高裁判所事務総局民事局監修『新しい民事訴訟の実務－事例に即した解説を中心として』137頁以下参照

給付訴訟の訴訟物の特定（3）

特定物の引渡請求権

次の2つによって特定する。

- ① 目的物と
- ② 引渡請求権の発生原因事実

たとえば、賃貸借契約の終了を原因として、賃貸した特定物の引渡しを求める。この場合に、賃貸借契約の終了原因（契約期間の満了、期間の定めのない賃貸借契約の解約、債務不履行を理由とする解除、契約の取消し）は訴訟物の特定要素にならない。

一部請求

- 金銭債権のような数量的に分割可能な権利関係について、1つの権利関係の一部のみを請求することを一部請求という。
- 次の要因を考慮して、一部請求の訴えが提起される。
 1. 訴え提起の手数料
 2. 勝訴の見込み
 3. 相手方の支払能力

一部請求訴訟の訴訟物

1億円の債権の一部である1000万円の支払を求める訴えが提起された場合に訴訟物となるのは、1億円の債権全体なのか、それとも1000万円部分のみか。

- 請求認容判決が確定した後で、債権者が残額9000万円を請求することは、前訴判決により妨げられるか（114条1項の問題）。
- 最初の訴訟による時効完成猶予・更新は、1億円全額に及ぶのか、それとも1000万円のみに及ぶのか（民法147条1項1号・2項の問題）。

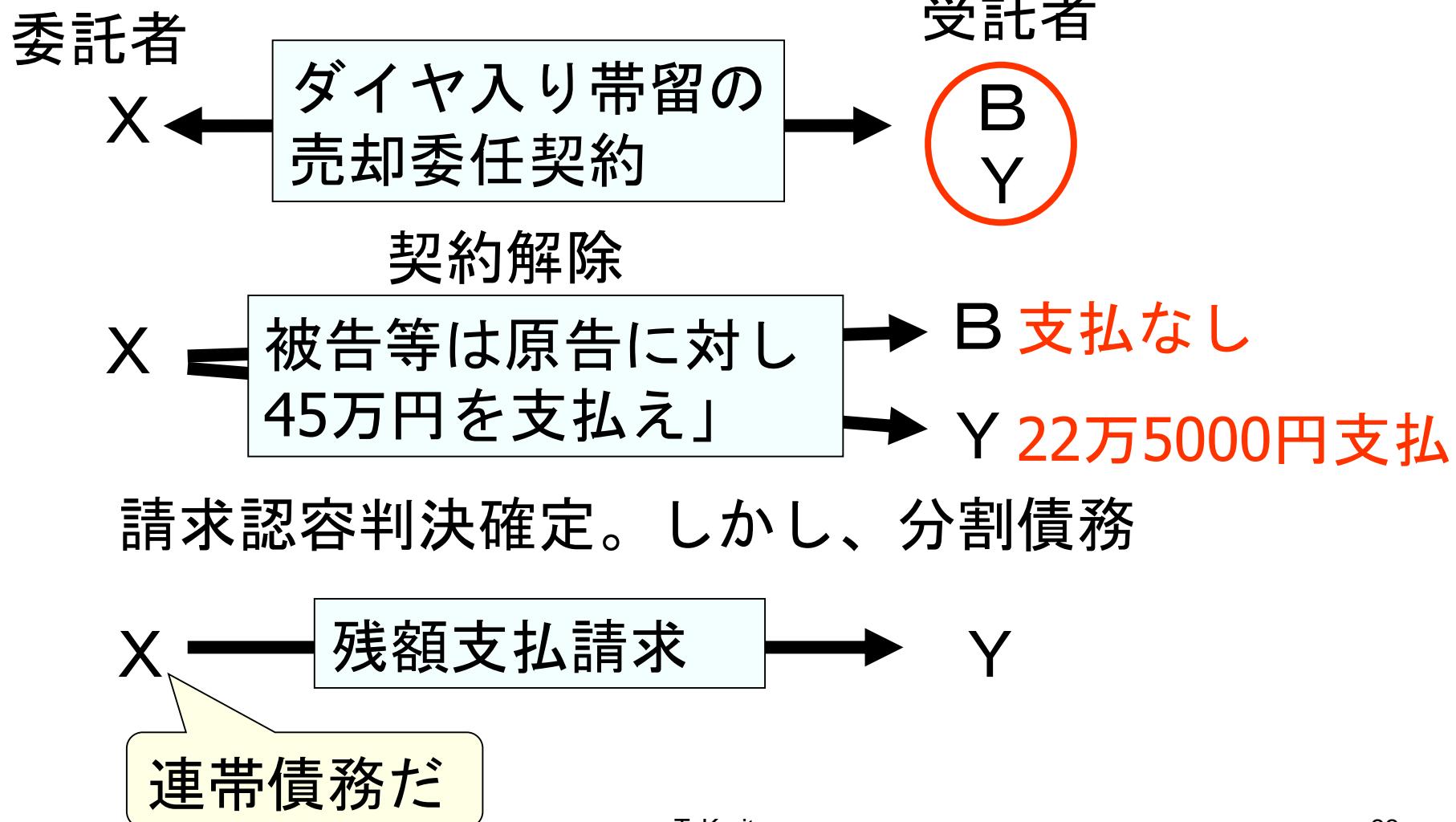
一部請求をめぐる見解の対立

- 明示の一部請求肯定説（折衷説） 判例・通説の立場。
- 一部請求否定説・新一部請求否定説
- 一部請求肯定説

明示の一部請求肯定説（判例）

- 一部請求であることを明示した場合には、当該部分のみが訴訟物となり、請求認容判決が確定した後で残部を請求することも許される
- 一部請求であることを明示しなかった場合（默示の一部請求の場合）には、一部請求認容判決により、当該請求権は認容された金額でしか存在しないことが確定し、残部請求は遮断される。
- 時効完成猶予・更新の効果は訴訟物となった部分にのみ及ぶ。

最判昭和32. 6. 7 (ダイヤの帶留事件)



判旨

- 債権者が数人の債務者に対して金銭債務の履行を訴求する場合、連帯債務たる事実関係を何ら主張しないときは、これを分割債務の主張と解すべきである。
- ある金額の請求を訴訟物（分割債務）の全部として訴求して、その全部につき勝訴の確定判決をえた後、その請求は訴訟物（連帯債務）の一部にすぎなかつた旨を主張して残額を訴求することは、許されない。